

## 令和7年度第2回小野市特別職報酬等審議会議事録（概要）

日 時：令和8年1月23日（金） 13：30～14：50

場 所：5階特別会議室

出席者：委 員（10人）

事務局（3人）

### 1. 会長あいさつ

### 2. 議事

#### (1) 特別職及び議会議員の報酬等の額について

##### ①事務局から資料説明

- ・A：据置、B：1%アップ、C：3%アップの場合の影響額等
- ・全国の類似団体と比較した特別職の給料及び議員報酬等

##### ②審議

##### ・委員

財政状況も良くなって、市長には非常によくやっただいており、特別職の給料については引き上げても良いのではと第1回の議論では思ったが、全国の類似団体の中で既に最も高い状況であることを踏まえると引き上げにくい。一般労働者の生活給と特別職の給料の考え方は別に考えた方が良いのではないか。社会情勢を見ても物価上昇に賃上げが追い付いていない状況にあり、国において様々な物価高騰支援がなされている中、特別職の報酬を上げることは市民感情から難しいのではないか。

また、議員報酬については昨年の12月議会で4分の1もの議員が人勧に準拠した自らの期末手当の支給率アップの改正に対し反対されていることからすると、なかなか上げにくいのではないかと感じる。

議員については、議員定数に関する市民アンケートの中で「議員の活動が見えにくい」という市民からの厳しい意見も見受けられたので、日々の活動をもっと活性化して改善していただいて、今回は下げるまではいかなくとも据置でよいのではないか。

##### ・委員

引き上げる場合の根拠としては社会情勢に合わせていこうということだった

と思うが、年金はそれほど上がっていない中、市民感情としては引き上げるのはあまり賛成ではないと思う。

今のタイミングだと議員定数も削減される前なので、令和9年の次の選挙後、議員定数削減が施行されたあとのタイミングに、再度審議会を開催して審議すべきではないか。

- ・委員

前回の改正は19年前で、特別職は下げた。そこからずっと変わっていない。今回は1%くらい上げてよいのでは。

議員はその時下げていないので、今回は据置でよいと思う。議員定数が減った時に引き上げればよい。

- ・委員

市民感情としては、前回、議員報酬は引き下げていないので、今回議員報酬を引き下げてもよいのでは。

それから、今の市長がよくやっているからという理由ではなく、今後誰が市長になってもその額が妥当だという考え方をすべきである。

現在副市長が2人のところ1人になっているので、引き上げてはと思うが、定数は2名を必要に応じて配置されるべきものなので、据置でよい。

- ・委員

今の時点では、年金生活の方にとっては、収入があまり上がっていないし、物価高騰に対する公的支援対応がとられている中で、特別職や議員の報酬額を引き上げるのは、市民感情を逆なでするのではないかと懸念する。

- ・委員

新採職員の初任給の爆上がり報道されているが、騙されてはいけない。

給料月額を上げているが、賞与は下げているのが実情。

会社で言えばこの人たちは役員なので、年俵や手取り年収で考えないといけない。

給料月額を1万円くらい上げても、社会保険料や税金が上がるため、手取り額はむしろ減る。

特別職や議員は社会保険の加入はどうなっていますか？社会保険等の事業主負担も含めて考える必要がある。

- ・事務局

社会保険の加入は、特別職はあるが、議員はない。

- ・委員

12月議会で期末手当の支給率アップの改正に対し反対されていたうちの半分は若い議員。そこが上げなくてよいと言っているのは疑問。

- ・委員

社会情勢に応じて上げないというのではなく、額に見合った役割や仕事をしっかりしてもらったらよい。

- ・委員

市民アンケート結果において「議員の活動状況が見えにくい」とか「報酬が高い」という意見も散見されているが、コストの問題ではなく、引き上げたとしてもその役割を果たすという意識が大事だと思う。議員定数に関する市民アンケート結果等を踏まえて、議員はどのように考えられているのか。

- ・事務局

議長から委員会や各会派の議員から議員報酬に関する意見を聴取されている。議員からは、基本的には、「報酬審議会で議論がなされるべきもの」という前提のもと、

「年金は減額になっている。例えば、年金を受給する年齢の議員は報酬を減額しても良いと思う。しかし、若い方は、最低今の水準、もしくはもっと高くても良いかもしれない。それくらいの考え方をしないと若くして頑張ろうと出てくる議員は大変だと思う。」

「議員年金の廃止や退職金もなく、選挙結果により収入が途絶えるなど不安定な面もあることから、全国的になり手不足が深刻化する中であって、若い人材の政治参画を促すためにも、結婚でき子どもを育てるにあたり相応の報酬とすることも求められる。しかし、市民アンケートの中においても「報酬が高すぎる」との意見があったことも事実。活動が見えにくい等市民からの厳しい意見もあったので、次回の選挙時から定数が2削減されてから、改選後にもう一度開催していただきたい。」

「今後、若年層が議員となり、家庭を持った場合、副業や家族収入がなければ、議員を継続するのは困難を伴うことが想定される。」

「議員定数を14に削減するのに報酬を上げるのでは本末転倒。」

などといった意見があった。

- ・委員

社会情勢を考えて前回下げたなら、社会情勢を考え、今回は上げたらよいと思う。類似団体の中で高い水準とはいうものの、人口割合で見たら、小野市はそ

こまで高くない。前回下げた特別職を元に戻しても何ら問題はないように考  
える。

議員については前回下げていないので、そのままよい。

- ・委員

前はマイナスの社会情勢から今回はプラスに逆転しているので、上げるの  
ではなく、前回の額に戻すのがベストではないか。

議員の報酬額は、仕事を辞めて議員を目指すには低すぎるのではという印象。  
若い方には、報酬以外に家族手当を創設するなど限定した上げ方もあるので  
はないか。

一般企業と兼業できる身分ではあるが、現実的にはよっぽど理解のある企業  
でしか実現できない。自営業等の方が担い手としては多いのではないか。

- ・事務局

新たな手当を創設するのは、法律上難しく、報酬額で考えていただく必要があ  
る。

- ・会長

それでは、議員報酬については、引下げという意見もあったが、議員定数が削  
減されると決定しているものの次回の選挙からであり、ほとんどの委員が据  
置という意見だったかと思うので、議員報酬は「据置」とすることよろしい  
か。

(異議なし)

- ・会長

特別職については、据置か前回の削減前に戻してはという意見が多かった。  
ただ、削減前に戻すとしても、前回の下げ幅は、副市長は他市に比べて市長比  
が高かったなので、引き下げ率が大きかった。市長比の割合については、現行の  
割合まで戻す方がよいように思う。

- ・委員

市民からしたら前回に戻すという印象にはならない。  
物価高騰に対する市民生活の影響が強い中、今このタイミングで特別職の報  
酬を上げるのは妥当ではないと思う。

- ・委員

前回、社会情勢に沿って下げたのであれば今回は上げて良いと思う。

・委員

19年間給料が変わっていないことに驚いた。前回特別職は下げているので、今回は戻したらよいと思う。

・委員

市の財政状況を表す財政力指数を見ると前回から悪化していない。ほぼ現状維持という状況を鑑みると、社会情勢を見て元に戻すのが妥当では。副市長については、元に戻すと市長比が高くなるため見直す方がよいと思う。

・委員

一方で、中小企業の賃金が上がっていないのは、規模が小さい会社が要因。国は毎年3.5%以上の賃上げと解雇がないのが条件で補助金を出しているので、規模が小さい会社はそれをクリアするのは難しい。

国の恩恵が受けられる中小企業は100人以上の規模になっている。

小野市民の勤め先が国の恩恵を受けにくい小規模の会社勤務の方が多く、給料が上がっていると感じている方は少ないように思う。

・委員

基本的には、市長等の特別職については、前回の引下げ前に戻すというのが共通した考え方であり、その時期については、社会情勢などを踏まえていろいろな意見があるが、最終的に結論は出さないといけないと思うので、多数決で決めてはどうか。

・会長

それでは、意見が分かれています「現状維持」か「元に戻す」のどちらかに挙手願います。

現状維持 6人

元に戻す 4人

・会長

市長、副市長、教育長については、「据置」ということになりました。従いまして、答申は、特別職、議員とも「据置」ということになります。

・委員

若い議員が報酬アップに反対されているというのが非常に残念である。きちんと報酬をもらって、それに見合った活動をするべきものである。

・委員

今回、前回の下げる前の額に戻すというのが全員一致した考え方であったが、現時点で引き上げるのは市民感情からは難しいのではないかとという点で意見

が分かれた。社会情勢が沈静し、次回の選挙で議員の定数も減った後、財源的な判断もできる段階で、再度審議会を開催し諮るべき。

- ・委員

モチベーションを考えると、きちんと報酬をもらって、市民の代表であるという自覚をもってやっていただける人に議員になっていただきたい。

- ・委員

報酬を減額する等と言うのではなく、報酬に見合った活動をしっかりやっていただける方に議員になっていただきたい。

### 3. その他

- ・事務局

作成しました答申書をメールで送付させていただきますので、ご確認いただき、市長への答申後、市のホームページにおいても公表させていただきます。

### 4. 閉会